

総務省行政相談センター

まぐみみ秋田

新型コロナウイルス感染症に関する生活支援等相談窓口案内 (ガイドブック)

秋田行政監視行政相談センターは、新型コロナウイルス感染症（以下「コロナ感染症」という。）に関して、お問合せやご相談を受け付けております。

本ガイドブックは、コロナ感染症に関し、主に秋田県内の国、県、市町村などの行政機関における各種相談の窓口情報や、関係機関が提供している各種支援策等の情報を当センターにおいて確認して取りまとめたものです。

※ 状況が刻々と変化する中、講じられる対策も日々変化し、掲載情報が古くなってしまう場合があること、全ての情報を網羅しているわけではないことにご留意ください。

また、お困りごとは、次のとおり受け付けていますので、気軽にご相談ください。

◆ 電話による相談受付 : 平日 8 : 30 ~ 17 : 15

行政相談ダイヤル : 0 5 7 0 - 0 9 0 1 1 0



◆ インターネットによる相談受付

URL : http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/soudan.html

◆ FAXによる相談受付 : 0 1 8 - 8 2 4 - 1 4 2 7

【ご注意】

このガイドブックに掲載している情報は、令和4年11月29日時点で秋田行政監視行政相談センターが独自に情報収集したものに基き作成しております。本ガイドブックの各種支援策等は、各機関等において随時、追加、変更される場合があります点にご留意ください。

また、本ガイドブックは、当センターホームページにも掲載しております。

(URL : <https://www.soumu.go.jp/kanku/tohoku/akita/akita.html>)

まぐみみ秋田



総務省行政相談センター

総務省 秋田行政監視行政相談センター

〒010-0951 秋田市山王七丁目1-3 秋田合同庁舎4階

電話 : 0 1 8 - 8 2 3 - 1 1 0 0 FAX : 0 1 8 - 8 2 4 - 1 4 2 7

目次

※本ガイドでは、新型コロナウイルス感染症を「コロナ感染症」と表記します。

I 健康やワクチンに関する相談窓口	ページ
1 コロナ感染症の感染が心配なとき	(1)
2 PCR等検査を受けたいとき	
(1) 診療・検査医療機関での受診	(1)
(2) 検査キットを使用した検査	(2)
(3) PCR等検査（無料検査）	
①ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等定着促進事業	申請受付終了 (2)
②感染拡大傾向時の一般検査事業	(3)
(4) PCR等検査（有料検査）	(3)
(5) 陽性者登録	(3)
3 ワクチン接種について知りたいとき	
(1) 国	(4)
(2) 秋田県	(4)
(3) 秋田県内各市町村	(5)
(4) ワクチン接種で健康被害が発生したとき	(6)
4 コロナ感染症の感染拡大を踏まえたオンライン診療	(6)
5 コロナ感染症に不安を感じている方	(7)
II 一般的な相談窓口	
1 国（厚生労働省）	(9)
2 国（内閣官房）	(9)
3 秋田県	(10)
III 税金、社会保険料、公共料金の猶予等に関する相談窓口	
1 納税の猶予	
(1) 国税	(11)
(2) 県税	(11)
(3) 市町村税	(11)

2	社会保険料等の猶予	
(1)	国民健康保険料（税）、後期高齢者医療保険料 及び介護保険料の減免等	(12)
(2)	国民年金保険料の免除・猶予	(12)
(3)	厚生年金保険料の猶予	(13)
(4)	標準報酬月額の特例改定	(13)
(5)	労働保険料等の猶予	(14)
3	公共料金の支払猶予等	
(1)	電気・ガス・上下水道料金の支払猶予等	(14)
(2)	NHK 受信料の事業所契約における割引の特例措置	
①	事業所割引の適用解除期間の緩和	(15)
②	事業所割引の申込受理期間の延期	(15)
③	多数一括割引の割引適用期間の延伸	(15)

IV 生活を支えるための支援

1	生活が苦しい方の自立支援＜生活困窮者自立相談支援＞	(16)
2	生活福祉資金の特例貸付＜緊急小口資金・総合支援資金＞	申請受付終了 (16)
3	新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金	(16)
4	住居確保給付金	(17)
5	令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金	(17)
6	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金	(18)

V 事業を営む方の支援

1	雇用調整助成金	(19)
2	新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置に係る助成金	
(1)	新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による 休暇制度導入助成金	(20)
(2)	両立支援等助成金（新型コロナウイルス感染症に関する 母性健康管理措置による休暇取得支援コース）	(20)
3	新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金	(21)
4	産業雇用安定助成金	(22)
5	トライアル雇用助成金 （新型コロナウイルス感染症対応（短時間）トライアルコース）	(23)
6	「秋田県新型コロナウイルス感染防止対策飲食店認証」取得 のための設備導入支援	(24)

7 事業者向け相談窓口等

(1) 国

- ① 金融支援、経営相談 (24)
- ② 下請かけこみ寺 (25)
- ③ 中小企業向け補助金・総合支援サイト (25)
- ④ 宿泊事業者、旅行業者等向け特別相談窓口 (25)
- ⑤ 通訳ガイド向け特別相談窓口 (25)
- ⑥ 自動車運送事業者等向け特別相談窓口 (26)
- ⑦ 海事関係事業者向け特別相談窓口 (26)
- ⑧ 農業者、食品事業者向け相談窓口 (26)
- ⑨ 特別労働相談 (27)

(2) 秋田県

(27)

(3) その他

- ① 経営相談 (28)
- ② 法律相談 (28)

VI 働いている方・働きたい方の支援

- 1 傷病手当金 (29)
- 2 休業手当 (29)
- 3 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金 (30)
- 4 新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金（再掲） (31)
- 5 新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金
（委託を受けて個人で仕事をする方へ） (31)
- 6 ハロートレーニング
 - (1) 公共職業訓練（離職者訓練） (32)
 - (2) 求職者支援訓練 (32)
- 7 労働相談
 - (1) 国 (33)
 - (2) 秋田県 (34)

VII 学生、子どもの支援

- 1 学生の支援
 - (1) 高等教育の修学支援新制度 (35)
 - (2) 国の教育ローン (36)
 - (3) 日本学生支援機構の奨学金 (36)
 - (4) 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金（再掲） (37)

(5) 教育支援資金（生活福祉資金）の貸付	(37)
(6) 国民年金保険料の免除・猶予（再掲）	(37)
(7) 大学生等の県内就職支援	(37)
2 子どものSOS相談窓口	(38)

VIII がいくくじん かた **外国人の方**

1 <small>あきたけん</small> 秋田県	(40)
2 <small>フレスク がいくくじんざいりゅうしえん</small> FRESC（外国人 在留 支援 センター）	(40)

IX **その他の相談**

1 偏見・誹謗・中傷・差別などの相談	(42)
2 DV 相談	(43)
3 コロナ感染症に便乗した消費者トラブル	(43)

X **市町村連絡先一覧** (44)

I 健康やワクチンに関する相談窓口

1 コロナ感染症の感染が心配なとき

発熱等の症状が生じた場合は、【かかりつけ医】に電話で相談してください。その後は、かかりつけ医の指示に従ってください。

体調悪化時や相談先に迷った場合は、【秋田県新型コロナウイルス感染症総合案内(コールセンター)】にご相談ください。

秋田県新型コロナウイルス感染症総合案内(コールセンター)

電話番号及び受付時間：

- ① 018-895-9176 (毎日/8時~17時)
- ② 018-866-7050 (毎日/17時~翌8時)

※ 聴覚に障害がある方は、秋田県聴覚障害者支援センターへFAXを送付してください。秋田県聴覚障害者支援センターが「秋田県新型コロナウイルス感染症総合案内窓口」と「相談者」との仲介を行います。

FAX番号：018-862-1820

受付時間：平日/8時30分~16時30分

県では、LINEを活用して知りたい情報を調べることができる「LINE コロナ相談」も実施していますので体調悪化時以外の場合は、こちらもご活用ください(10ページ参照)。

また、県では、コロナ感染症に対して不安を抱える妊婦の方々からの相談を受け付けています。

秋田県 健康福祉部 保健・疾病対策課

電話番号：018-860-1422

受付時間：平日/8時30分~17時15分(祝日・年末年始を除く)

2 PCR等検査を受けたいとき

(1) 診療・検査医療機関での受診

県では、発熱等の風邪症状があり新型コロナウイルス感染症等への感染が疑われる方の診療・検査を行う医療機関(関連する医療機関等で検査を行う場合も含む)を「診療・検査医療機関」として指定しています。診療・検査医療機関のうち、ホームページでの公表を了承している医療機関の一覧を【秋田県 新型コロナウイルス感染症 保健医療情報ポータルサイト】に掲載しています。

秋田県 新型コロナウイルス感染症 保健医療情報ポータルサイト(診療・検査医療機関)

URL : <https://www.pref.akita.lg.jp/pages/68105>



(2) 検査キットを使用した検査

軽度の有症状者であって、次の1~7をすべて満たす方は検査キットの配付を申込みことができます。

- 1 県内在住の方（長期的に滞在されている方も含みます。私書箱は除きます。）
- 2 小学生から64歳までの方（申込日現在）
- 3 基礎疾患や肥満（BMI30以上）のない方
- 4 妊娠されている可能性がない方
- 5 申請時、症状が安定しており、医療機関の受診は不要と御自身で判断できる方
- 6 市販薬を活用して自宅療養が可能である方
- 7 結果の連絡や問合せ等について、メールでの連絡が可能である方

※無症状者又は既に医療機関を受診し、陽性が確定している方は対象外です。

【秋田県 新型コロナウイルス感染症 保健医療情報ポータルサイト】から申し込んでください。詳細は【コールセンター】にお問い合わせください。

秋田県 新型コロナウイルス感染症 保健医療情報ポータルサイト(検査キット配付)

URL : <https://www.pref.akita.lg.jp/pages/68103>



新型コロナウイルス感染症検査キット配付・陽性者登録センターに関するコールセンター

電話番号：0120-777-798

受付時間：毎日/9時~17時

(3) PCR等検査(無料検査)

①ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等定着促進事業

【令和4年8月31日終了】

②感染拡大傾向時の一般検査事業

【令和4年1月5日(水)～令和4年12月31日(土)】

感染拡大の傾向が見られる場合に、知事の判断により、次に掲げる方を対象に、検査の受検を要請し、要請に応じる住民に対して実施する検査が無料になります。

<対象者>

無症状で、感染リスクが高い環境にある等のため感染不安を感じる住民（秋田県の住民で、本人確認書類（免許証、マイナンバーカード等）を持参してください。）

※ 発熱、せき・喉の痛み、その他体調不良など少しでも違和感を感じる方や保健所から濃厚接触者（疑い含む）とされた方は、無料検査の対象外

検査場所や方法等詳細については、次の【コールセンター】にお問い合わせください。

秋田県 PCR 等検査無料化事業事務局コールセンター

電話番号：018-853-0710

受付時間：平日9時30分～17時30分

URL：<https://pcr-akita.com/>



(4) PCR等検査(有料検査)

厚生労働省では、全国及び各都道府県における、自費検査を提供する検査機関の情報を公表しています（下記URLをご参照ください。）。

自費PCR等検査機関

URL：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-jihikensa_00001.html



(5) 陽性者登録

秋田県配布検査キットによる検査等により陽性となった方は、検査キット配付・陽性者登録センターの【陽性者登録受付フォーム】で登録してください。県では、申請者に診断結果や療養支援の情報等を提供しています。

陽性者登録受付フォーム(秋田県)

URL：<https://akita-testkit.jp/result-form/>



3 ワクチン接種について知りたいとき

(1) 国

厚生労働省は、新型コロナワクチンに関する相談窓口を設置しています。

厚生労働省新型コロナワクチンコールセンター

電話番号：0120-761-770

受付時間：毎日／9時～21時

※ 聴覚に障害のある方など電話での相談が難しい方は、FAX又はメールでも相談できます。

FAX：03-3581-6251

メール：corona-2020@mhlw.go.jp

(2) 秋田県

県では、次の相談窓口を開設し、新型コロナワクチンに関して、医学的知見が必要となる専門的な相談など（ワクチン接種のリスクや副反応の事例など）市町村では対応困難な相談を受け付けています。ワクチン接種の体制、時期や場所、予約などについてはお住まいの市町村へお問い合わせください。

秋田県新型コロナワクチン相談センター

電話番号：0570-066-567

受付時間：毎日／8時～17時

※ 聴覚に障害がある方は、秋田県聴覚障害者支援センターへFAXを送付してください。秋田県聴覚障害者支援センターが「秋田県新型コロナワクチン相談センター」と「相談者」との仲介を行います。

FAX番号：018-862-1820

受付時間：平日／8時30分～16時30分

また、県では、秋田県新型コロナワクチン小児接種専用相談センターを設置しています。子どもへのワクチンの副反応など医学的な情報を必要とする場合はご相談ください。

秋田県 新型コロナワクチン小児接種専用相談センター

電話番号：0570-022-567

受付時間：毎日／8時～17時

(3) 県内各市町村

県内各市町村の新型コロナワクチン接種に関する問い合わせ窓口一覧です。ワクチン接種の予約受付は別の窓口が設けられている場合がありますので、詳細は各市町村の窓口にお問い合わせください。

市町村名	窓口名称	電話番号	受付時間
秋田市	秋田市新型コロナウイルス ワクチン接種コールセンター	0120-73-8970	平日／9時～18時
鹿角市	鹿角市新型コロナワクチン 接種コールセンター	0186-30-0715	平日／9時～17時
大館市	大館市新型コロナワクチン 接種対策室	0186-43-5511 0186-42-7811	平日／9時～17時
北秋田市	健康福祉部 医療健康課 健康推進係	0186-62-6666	平日／ 8時30分～17時15分
能代市	能代市新型コロナワクチン コールセンター	0120-003-384	平日／9時～17時
潟上市	潟上市新型コロナウイルス ワクチン接種推進室	018-853-5250	平日／ 8時30分～17時15分
男鹿市	男鹿市新型コロナウイルス ワクチン接種コールセンター	0120-065-222	平日／9時～18時
由利本荘市	新型コロナウイルスワクチン 接種推進室	0184-74-7533	平日／ 8時30分～17時15分
にかほ市	にかほ市新型コロナウイルス ワクチン接種推進室	0184-32-3008	平日／ 8時30分～17時15分
仙北市	仙北市新型コロナウイルス ワクチン接種推進室	0187-43-3305	平日／ 8時30分～17時15分
大仙市	大仙市コロナワクチン対策室	0187-73-6044	平日／ 8時30分～17時15分
横手市	横手市 ワクチン接種コールセンター	0120-088-970	毎日／9時～18時
湯沢市	湯沢市新型コロナワクチン接 種コールセンター	0120-197-579	平日／9時～18時
小坂町	福祉課まると支援班 (保健センター)	0186-29-3926	平日／ 8時30分～17時15分
上小阿仁村	住民福祉課 健康推進班	0186-77-3008	平日／ 8時30分～17時15分
藤里町	町民課 健康推進係	0185-79-2113	平日／ 8時30分～17時15分

市町村名	窓口名称	電話番号	受付時間
三種町	健康推進課 保健センター	0185-74-8077	平日／9時～17時
八峰町	八峰町新型コロナウイルス ワクチン接種対策室コール センター	0570-00-4608	平日／9時～16時
五城目町	五城目町 コロナワクチンダイヤル	0570-666-764	平日／9時～16時
八郎潟町	八郎潟町 ワクチンコールセンター	018-855-4777	平日／9時～16時
井川町	健康福祉課	018-874-3300	平日／ 8時30分～17時15分
大潟村	大潟村新型コロナワクチン相 談窓口	090-2578-2861	平日／ 8時30分～17時
美郷町	新型コロナウイルス感染症 対策推進室	0187-84-4907	平日／ 8時30分～17時15分
羽後町	羽後町コロナワクチン 接種推進室	0183-62-2111 内線 610・611	平日／9時～16時
東成瀬村	民生課 保健師	0182-47-3405	平日／ 8時30分～17時15分

注 ホームページに受付時間の記載がない場合は、役場の開庁時間を受付時間欄に記載しています。

(4) ワクチン接種で健康被害が発生したとき ≪予防接種健康被害救済制度≫

予防接種は感染症を防ぐために重要ですが、極めてまれに健康被害の発生がみられます。万が一、予防接種法に基づく予防接種による健康被害が発生した場合には、救済給付を行う制度（予防接種健康被害救済制度）があります。新型コロナワクチンの接種によって健康被害を受けたと認定されたときは、本制度による救済を受けることができますので、【接種をした時に住民票を登録していた市町村】（県内の市町村は【X 市町村連絡先一覧】（44 ページ）参照）にご相談ください。

4 コロナ感染症の感染拡大を踏まえたオンライン診療

電話やオンラインによる診断や処方を受けたい場合は、まず、普段からかかっているかかりつけ医等にご相談ください。かかりつけ医等をお持ちでない方は、オンライン診療を行う最寄りの医療機関（次のURLをご参照ください。）にご連絡ください。

なお、電話やオンライン診療に適していない症状や状態の場合は、医師の判断で診断や処方は行わず、医療機関における対面の診療を勧められることがあります。

電話・オンライン診療実施医療機関

URL :

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/rinsyo/index_00014.html



5 コロナ感染症に不安を感じている方

◇ 電話相談

相談窓口	電話番号	受付時間
こころの電話相談 (秋田県精神保健福祉センター)	018-831-3939	月～金/9時～16時 土日祝/10時～16時 (年末年始を除く)
よりそいホットライン (一般社団法人 社会的包摂サポートセンター)	0120-279-338	24時間

◇ SNSでの相談

生きづらびっと (特定非営利活動法人自殺対策支援センター ライフリンク)

受付時間 :

月・水・金・土曜日/11時～16時30分 (16時まで受付)

月・火・木・金・日曜日/17時～22時30分 (22時まで受付)

URL : <https://yorisoi-chat.jp/>



こころのほっとチャット
(特定非営利活動法人 東京メンタルヘルス・スクエア)

相談時間：

第1部 毎日 12時～15時50分（15時まで受付）

第2部 毎日 17時～20時50分（20時まで受付）

第3部 毎日 21時～23時50分（23時まで受付）

早 朝 月曜日 4時～ 6時50分（ 6時まで受付）

※ 1回50分／1日1回まで利用できます。

LINE



Twitter



Facebook



いずれもアカウントは @kokorohotchat

URL：<https://www.npo-tms.or.jp/service/sns.html>



Ⅱ 一般的な相談窓口

1 国(厚生労働省)

厚生労働省では、新型コロナワクチン以外のコロナ感染症に関する電話相談窓口を設けています。新型コロナワクチンに関する厚生労働省の電話相談窓口は 4 ページをご参照ください。

新型コロナワクチン以外のコロナ感染症に関する電話相談窓口(厚生労働省)

電話番号：0120-565-653（午前9時から午後9時まで）

※ 聴覚に障害のある方など電話での相談が難しい方は、FAX又はメールでも相談できます。

FAX：03-3581-6251

メール：corona-2020@mhlw.go.jp

日本語のほか、英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、タイ語、

ベトナム語でも相談することができます。

- 日本語、英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語：
毎日 午前9時から午後9時まで
- タイ語：毎日 午前9時から午後6時まで
- ベトナム語：毎日 午前10時から午後7時まで

2 国(内閣官房)

内閣官房では、コロナ感染症で生活や事業に影響を受ける方々への支援策をホームページに掲載しています。

内閣官房 支援情報ナビ

困りごとに対する支援策が探せます

URL：<https://corona.go.jp/info-navi/>




3 秋田県

県では、県民生活に関する相談（感染や予防、健康管理に関すること以外）や商工関係の相談（企業の資金繰り等に関する情報窓口の紹介等）を受け付けています。

相談窓口	電話番号	受付時間
鹿角 地域振興局 県民相談窓口	0186-22-0457	平日/ 8時30分~17時15時
北秋田 地域振興局 県民相談窓口	0186-62-1251	
山本 地域振興局 県民相談窓口	0185-55-8004	
秋田 地域振興局 県民相談窓口	018-860-3313	
由利 地域振興局 県民相談窓口	0184-22-5432	
仙北 地域振興局 県民相談窓口	0187-63-5114	
平鹿 地域振興局 県民相談窓口	0182-32-0594	
雄勝 地域振興局 県民相談窓口	0183-73-8191	

また、県では、コロナ感染症に関して、県民に必要な情報を届けるためのLINE公式アカウント「秋田県—新型コロナ対策パーソナルサポート」を開設しています。このアカウントでは、コロナ感染症に関する疑問や不安を解消するために、「LINEによるコロナ相談」を行っています。

秋田県 LINEによるコロナ相談	
URL : https://www.pref.akita.lg.jp/pages/68171	

Ⅲ 税金、社会保険料、公共料金の猶予等に関する相談窓口

1 納税の猶予

(1) 国税

税務署では、国税を一時に納付することが困難な方からの、猶予制度に関する質問や相談を受けていますので、【所轄の税務署(徴収担当)】にご相談ください。

税務署名	電話番号 (自動音声によるご案内)	所管地域
大館税務署	0186-42-0671	大館市、鹿角市、北秋田市、鹿角郡、北秋田郡
能代税務署	0185-52-6111	能代市、山本郡
秋田北税務署	018-845-1161	秋田市の一部、男鹿市、潟上市、南秋田郡
秋田南税務署	018-832-4121	秋田市の一部
本荘税務署	0184-22-2335	由利本荘市、にかほ市
大曲税務署	0187-62-2191	大仙市、仙北市、仙北郡
横手税務署	0182-32-6090	横手市
湯沢税務署	0183-73-5100	湯沢市、雄勝郡

(2) 県税

コロナ感染症の影響を受け、収入が大幅に減少した等の事情により、県税の納付が困難な場合、納税又は換価を猶予される場合があります。詳しくは、【総合県税事務所又は各支所】にご相談ください。

県税事務所	電話番号	所管地域
総合県税事務所 (秋田地域)	018-860-3332	秋田市、男鹿市、潟上市、五城目町、 八郎潟町、井川町、大潟村
	018-860-3336	県外
鹿角支所	0186-23-2328	鹿角市、小坂町
北秋田支所	0186-49-2211	大館市、北秋田市、上小阿仁村
山本支所	0185-52-6201	能代市、三種町、八峰町、藤里町
由利支所	0184-23-4105	由利本荘市、にかほ市
仙北支所	0187-63-5222	大仙市、仙北市、美郷町
平鹿支所	0182-32-0595	横手市
雄勝支所	0183-73-3181	湯沢市、羽後町、東成瀬村

(3) 市町村税

コロナ感染症の影響を受け、収入が大幅に減少した等の事情により、市町村税の納付が困難な場合、納税又は換価を猶予される場合があります。詳しくは、【お住まいの市町村】(【X 市町村連絡先一覧】(44 ページ) 参照)にご相談ください。

2 社会保険料等の猶予

(1) 国民健康保険料(税)、後期高齢者医療保険料及び介護保険料の減免等

コロナ感染症の影響により一定以上の収入が減少した等の要件に該当する場合、申請により国民健康保険料(税)、後期高齢者医療保険料、介護保険料の減免や徴収の猶予が認められる場合があります。

詳しくは、【お住まいの市町村】(【X 市町村連絡先一覧】(44 ページ) 参照) にお問い合わせください。

保険区分	市町村のお問合せ先
国民健康保険(税)	国民健康保険を担当する課 (国民健康保険組合にご加入の方は、加入されている組合)
後期高齢者医療保険	後期高齢者医療保険を担当する課
介護保険料	介護保険を担当する課

(2) 国民年金保険料の免除・猶予

コロナ感染症の影響により、収入源となる業務の喪失や売り上げの減少などにより所得が相当程度まで下がった場合の臨時特例措置による国民年金保険料免除・納付猶予が認められる場合があります

【対象者】

臨時特例による国民年金保険料の免除・納付猶予および学生納付特例申請は、以下の二点をいずれも満たした方

- ・ 令和2年2月以降に、コロナ感染症の影響により収入が減少したこと
- ・ 令和2年2月以降の所得等の状況から見て、当年中の所得の見込みが、現行の国民年金保険料の免除等に該当する水準になることが見込まれること

【対象期間】

令和2年2月分以降の国民年金保険料が対象となりますが、申請できる期間は申請した月から2年1カ月前(すでに保険料が納付済の月を除く)までとなります。

＜免除・納付猶予＞

令和2年度分(令和2年7月～令和3年6月)

令和3年度分(令和3年7月～令和4年6月)

令和4年度分(令和4年7月～令和5年6月)

＜学生納付特例＞

令和2年度分(令和2年4月～令和3年3月)

令和3年度分(令和3年4月～令和4年3月)

令和4年度分(令和4年4月～令和5年3月)

詳しくは、【日本年金機構<ねんきん加入者ダイヤル>又は<年金事務所>】にお問い合わせください。

(3) 厚生年金保険料の猶予

コロナ感染症の影響等により、厚生年金保険料等の納付が一時的に困難となった場合には、厚生年金保険料等の猶予が受けられることがありますので、詳しくは【**日本年金機構<年金事務所>**】にご相談ください。

(4) 標準報酬月額の特例改定

これまで、コロナ感染症の影響による休業により著しく報酬が下がった方について、事業主からの届出により、健康保険・厚生年金保険料の標準報酬月額を、通常の随時改定（4か月目に改定）によらず、特例により翌月から改定が可能となっているところです。現在、令和4年8月又は令和4年11月までの間にコロナ感染症の影響による休業に伴い報酬が急減した方や、令和3年6月から令和4年5月までの間に休業により著しく報酬が下がり特例改定を受けている方についても、特例措置が講じられています。詳しくは、【**日本年金機構<ねんきん加入者ダイヤル>**】にお問い合わせください。

◇日本年金機構<ねんきん加入者ダイヤル>

区 分	電 話 番 号	受 付 時 間
国民年金加入者	0570-003-004 03-6630-2525	・ 平日 ／8時30分～19時
事業所、厚生年金加入者 標準報酬月額の特例改定	0570-007-123 03-6837-2913	・ 第2土曜日 ／9時30分～16時

◇日本年金機構<年金事務所>

年金事務所	電 話 番 号	管 轄 区 域
秋田	018-865-2392	秋田市、男鹿市、潟上市、 山本郡のうち三種町、南秋田郡
鷹巣	0186-62-1490	北秋田市、能代市、大館市、鹿角市、鹿角郡、 北秋田郡、山本郡（秋田年金事務所管轄の地域を除く）
本荘	0184-24-1111	由利本荘市、にかほ市
大曲	0187-63-2296	大仙市、横手市、湯沢市、仙北市、仙北郡、雄勝郡

(5) 労働保険料等の猶予

コロナ感染症等の影響により労働保険料等の納付が困難な場合には、労働保険料等の猶予が受けられることがありますので、詳しくは、【秋田労働局又は労働基準監督署】にお問合せください。

相談窓口		電話番号
秋田労働局総務部労働保険徴収室		018-883-4267
労働基準監督署	秋田労働基準監督署	018-801-0823
	大館労働基準監督署	0186-42-4033
	能代労働基準監督署	0185-52-6151
	本荘労働基準監督署	0184-22-4124
	大曲労働基準監督署	0187-63-5151
	横手労働基準監督署	0182-32-3111

3 公共料金の支払猶予等

(1) 電気・ガス・上下水道料金の支払猶予等

コロナ感染症の影響拡大を受け、電気料金やガス料金の期限までの支払いが困難な事情のある方は、支払猶予等（納期限の延期や分割納付）に係る特別措置を受けられる場合があります。

詳しくは、【契約している事業者】にご相談ください。

区分	相談窓口	電話番号
電気	東北電力カスタマーセンター	0120-066-774
		0570-550-220
都市ガス	のしろエネルギーサービス(株)	0185-52-5030
	男鹿市企業局・管理課 お客さまサービス班	0185-46-4103
	東部ガス(株)	018-832-6595
	由利本荘市企業局・営業課	0184-22-3504
	にかほガス(株) 総務部	0184-74-7870

また、水道料金・下水道料金についても支払猶予等の特別措置を講じている市町村があります。詳しくは、【お住まいの市町村】（【X 市町村連絡先一覧】（44ページ）参照）にご相談ください。

(2) NHK受信料の事業所契約における割引の特例措置

① 事業所割引の適用解除期間の緩和

事業所割引は、「連続6期間受信料の支払いがない」場合は、遡って割引が解除されますが、令和2年2月から令和5年3月末までの期間（19期間）は、受信料の支払いを延滞した場合であっても、「連続6期間受信料の支払いがない」場合に通算されません。事業所割引の適用解除期間の緩和にあたっては、事業所からの申込みは不要です。

② 事業所割引の申込受理期間の延期

事業所割引は、「申込書を受理した月」から割引の適用が開始されますが、令和2年1月から令和5年3月までの間に受信機を設置して令和5年5月末日までに受信契約を締結し、事業所割引申込書が受理された場合は、事業所割引の適用は受信料の支払開始月（受信機を設置月の翌月）から開始されます。

③ 多数一括割引の割引適用期間の延伸

多数一括割引についても、令和2年2月から令和5年3月末までの期間（19期間）は、受信料の支払いを延滞した場合であっても、令和6年3月末日までに一括して支払った場合は、割引が適用されます。

詳しくは、【NHK秋田放送局】にお問合せください。

NHK秋田放送局 経営管理企画センター

電話番号：018-825-8171 <鹿角郡小坂町の一部（十和田湖大川岱、休平、生出、鉛山）は青森放送局（経営管理企画センター）017-774-5116>

受付時間：平日／10時～17時

Ⅳ 生活を支えるための支援

1 生活が苦しい方の自立支援＜生活困窮者自立相談支援＞

県内各地に設けられている自立相談支援機関では、離職等により経済的に困窮し、住居を失った又は失うおそれのある方や生活に困窮する方の就労準備や家計支援、住宅の確保のための支援を行っております。

お困りの際は、まずは、【最寄りの自立相談支援機関】にご相談ください。

市町村名	支援機関名	電話番号
秋田市	秋田市福祉事務所	018-888-5659
鹿角市	鹿角市社会福祉協議会	0186-30-1555
大館市	大館市福祉事務所	0186-44-7017
北秋田市	北秋田市社会福祉協議会	0186-62-6868
小坂町、上小阿仁村	秋田県・北福祉事務所	0186-52-3951
能代市	能代市社会福祉協議会	0185-88-8186
藤里町、三種町、八峰町	秋田県・山本福祉事務所	0185-52-5105
潟上市	潟上市福祉事務所	018-853-5314
五城目町、井川町、 八郎潟町、大潟村	秋田県・中央福祉事務所	018-855-5175
男鹿市	男鹿市福祉事務所	0185-24-9118 0185-24-9108
由利本荘市	由利本荘市社会福祉協議会	0184-74-7470
にかほ市	にかほ市社会福祉協議会	0184-43-6155
仙北市	仙北市社会福祉協議会	0187-52-1624
大仙市	大仙市社会福祉協議会	0187-63-0277
美郷町、羽後町、東成瀬村	秋田県・南福祉事務所	0182-32-3294
横手市	横手市社会福祉協議会	0182-32-6101
湯沢市	湯沢市社会福祉協議会	0120-73-8696

2 生活福祉資金の特例貸付＜緊急小口資金・総合支援資金＞

【申請期間は令和4年9月末までで終了】

3 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金

緊急小口資金等の特例貸付を終了した世帯や、再貸付について不承認とされた世帯等で一定の要件（収入、資産、就職活動等要件）を満たす世帯に対して、令和4年12月末までに申請した場合、申請月から3か月間支援金（月額で単身世帯6万円、2人世帯8万円、3人以上世帯10万円）が支給されます。

詳細は、次の【コールセンター】にお問い合わせください。

コールセンター（厚生労働省）

電話番号：0120-46-8030

受付時間：平日／9時～17時

4 住居確保給付金

コロナ感染症の影響による休業等に伴う収入減少等により、住居を失うおそれが生じている方々について、一定の支給要件（収入、資産要件等）を満たす場合、市町村ごとに定める額を上限に実際の家賃相当額が、原則3か月間（延長は2回まで最長9か月間）、市町村から支給されます。

また、住居確保給付金の支給が終了した方に対する再支給（再支給は一度限りで最長3か月間）の申請期間は令和4年12月末日まで延長されました。

制度の内容は次の【コールセンター】に、申請などの手続きについては【お住まいの自治体の自立相談支援機関】（16ページ参照）にお問い合わせください。

コールセンター（厚生労働省）

電話番号：0120-23-5572

受付時間：平日／9時～17時

5 令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金

コロナ感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯（児童扶養手当受給者等）に対し、その実情を踏まえた生活支援を行うため、支給される特別給付金です。当該給付金では申請が必要な方と不要な方がおられ、その要否については次のコールセンターへお問い合わせください。

また、申請が必要な方は、申請期限が原則令和5年2月末（ただし、自治体により異なる場合あり）までとなりますが、その手続等詳細について、【お住まいの市町村】（【X市町村連絡先一覧】（44ページ）参照）にお問い合わせください。

コールセンター（厚生労働省）

電話番号：0120-400-903

受付時間：平日／9時～18時

6 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

コロナ感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等（世帯全員の令和3年度分又は令和4年度分の住民税均等割が非課税である世帯等）に対して、1世帯当たり10万円を支給します。

申請期限が自治体により異なりますので、詳しくは、【お住まいの市町村】（【X 市町村連絡先一覧】（44 ページ）参照）にお問い合わせください。併せて、次の【コールセンター】もご利用ください。


コールセンター（内閣府）
電話番号： 0120-526-145 受付時間： 平日/9時~20時

V 事業を営む方の支援

1 雇用調整助成金

経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、事業主の申請に基づき、事業主が労働者に支払った休業手当等の一部を助成（助成額に上限があるほか、中小企業か大企業かによって助成率が異なる等）する制度です。

制度の内容は次の【コールセンター】に、申請などの手続きは【秋田労働局又はハローワーク】にお問い合わせください。

コールセンター（厚生労働省）	
電話番号：0120-603-999	
受付時間：毎日／9時～21時	
URL： https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html	

機 関 名	電 話 番 号
秋田労働局職業安定部職業対策課	018-883-0010
ハローワーク鹿角	0186-23-2173
ハローワーク大館	0186-42-2531
ハローワーク能代	0185-54-7311
ハローワーク秋田	018-864-4111（32#）
ハローワーク本荘	0184-22-3421
ハローワーク大曲	0187-63-0335
ハローワーク横手	0182-32-1165
ハローワーク湯沢	0183-73-6117

2 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置に係る助成金

正規雇用・非正規雇用を問わず、妊娠中の女性労働者に有給休暇（年次有給休暇を除く。）を取得させた企業に助成金を支給します。

(1) 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇制度導入助成金

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が、安心して休暇を取得して出産し、出産後も継続して活躍できる職場環境を整備するため、当該女性労働者のために有給の休暇制度を設けて取得させるなど一定の要件（妊娠中の女性労働者が取得できる有給休暇制度の整備等）を満たした事業主へ助成（1事業場につき1回限り15万円）します。申請期間は、対象労働者の有給休暇の延べ日数が合計5日に達した日の翌日から令和5年5月31日までとなっています。詳細は【秋田労働局】へお問い合わせください。

(2) 両立支援等助成金(新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース)

【主な支給要件】

令和2年5月7日から令和5年3月31日までの間に、

- ① コロナ感染症に関する母性健康管理措置として、医師又は助産師の指導により、休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が取得できる有給の休暇制度（年次有給休暇を除き、年次有給休暇の賃金相当額の6割以上が支払われるものに限る）を整備し、
- ② 当該有給休暇制度の内容を新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の内容とあわせて労働者に周知した事業主であって、
- ③ 当該休暇を合計して20日以上労働者に取得させた事業主

【支給額】

対象労働者1人当たり28.5万円（1事業所当たり人数の上限5人まで）

助成金の対象、要件及び申請手続など詳細は、【秋田労働局】にお問い合わせください。

秋田労働局 雇用環境・均等室

電話番号：018-862-6684

受付時間：平日/8時30分～17時15分

URL：https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11686.html



3 新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金（労働者を雇用する事業主の方へ）

令和4年7月1日から令和4年11月30日までの間に、次の①又は②の子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者（正規・非正規を問わず）に対し、有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた事業主の方を支援します。

- ① コロナ感染症に関する対応として、ガイドライン等に基づき、臨時休業等（学校全体の休業だけでなく学年・学級単位の休業、オンライン授業等の場合も含む）した小学校等（放課後児童クラブ、幼稚園、保育所等を含む）に通う子ども
- ② 新型コロナウイルスに感染した子どもなど、小学校等を休む必要がある子ども

【支給額】

有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額（ただし、休暇取得対象期間により日額上限額あり）

【申請期限】

休暇取得対象	申請期限（郵送の場合は必着）※
令和4年7月1日～9月30日	令和4年11月30日
令和4年10月1日～11月30日	令和5年1月31日

※ 令和3年8月1日～令和4年6月30日までの休暇に係る申請受付は終了していますが、やむを得ない理由があると認められる場合（以下Ⅰ又はⅡ）は、申請期限経過後に申請することが可能（令和5年2月28日まで）です。

- Ⅰ.労働者からの都道府県労働局『小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口』への「（企業に）この助成金を利用してもらいたい」等のご相談に基づき、労働局が事業主への助成金活用の働きかけを行い、これを受けて事業主が申請を行う場合
- Ⅱ.労働者が都道府県労働局『小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口』へ相談し、労働局から助言等を受けて、労働者自らが事業主に働きかけ、事業主が申請を行う場合

助成金の対象、要件及び申請手続などの詳細は、【コールセンター又は秋田労働局】にお問い合わせください。

小学校休業等対応助成金・支援金コールセンター（厚生労働省）

電話番号：0120-876-187

受付時間：毎日／9時～21時

URL：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html



秋田労働局 雇用環境・均等室

電話番号：018-862-6684

受付時間：平日／8時30分～17時15分

4 産業雇用安定助成金

コロナ感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合、出向元と出向先の双方の事業主に対して、その出向に要した賃金や経費の一部を助成しています。

【支給対象の「事業主」】

- ① コロナ感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされたため、労働者の雇用維持を目的として出向により労働者（雇用保険被保険者）を送り出す事業主（出向元事業主）
- ② 当該労働者を受け入れる事業主（出向先事業主）

【支給対象の「出向」】

雇用調整を目的とする出向（コロナ感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図ることを目的に行う出向。出向期間終了後は元の事業所に戻って働くことが前提）が対象。

そのほか、

- ・ 出向元と出向先が、親会社と子会社の間の出向でないことや代表取締役が同一人物である企業間の出向でないことなど、資本的・経済的・組織的関連性などからみて独立性が認められること。
- ・ 出向先で別の人を離職させるなど、玉突き出向を行っていないことなどの要件があります。

【支給対象の「労働者」】

- ・ 出向元事業所において雇用される雇用保険の被保険者（ただし、次の(1)から(4)のいずれかに該当する方を除く。）であって、本助成金の支給対象となる「出向」を行った労働者であること。
 - (1) 出向開始日の前日まで出向元事業主に引き続き雇用保険被保険者として雇用された期間が6か月未満である方
 - (2) 解雇を予告されている方、退職願を提出した方または事業主による退職勧奨に応じた方（離職の日の翌日に安定した職業に就くことが明らかな方を除く。）
 - (3) 日雇労働被保険者である方
 - (4) 併給調整の対象となる他の助成金などの支給対象となっている方

助成金の対象、要件など詳細は、【コールセンター、秋田労働局又はハローワーク】にお問い合わせください。申請先は、【秋田労働局又はハローワーク】（ハローワークの電話番

号は 19 ページ参照) です。

雇用調整助成金、産業雇用安定助成金コールセンター(厚生労働省)

電話番号：0120-603-999

受付時間：毎日/9時~21時

URL：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000082805_00008.html



秋田労働局 職業安定部訓練室

電話番号：018-883-0006

受付時間：平日/8時30分~17時15分

5 トライアル雇用助成金(新型コロナウイルス感染症対応(短時間)トライアルコース)

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている離職者で、就労経験のない職業に就くことを希望する方の早期再就職支援を図るため、一定期間(原則3か月)試行雇用する事業主に対して、試行雇用期間中の賃金の一部を助成する制度です。求職者が希望する労働時間の長さで支給額(最大で月額5万円)が異なります。

【対象者(事業主)】

助成金は、次のいずれも実施した事業主の方へ支給されます。

- ①ハローワーク・職業紹介事業者等にトライアル雇用求人を提出すること。
- ②ハローワーク・職業紹介事業者等の紹介により紹介日において、以下全ての要件を満たす方を一定期間(原則3か月)試行雇用すること。
 - ・離職している方(シフトの減少により実質的に離職と同様の状態にある方も含む)
 - ・就労経験のない職業に就くことを希望する方

支給要件の詳細や具体的な手続は、【秋田労働局又はハローワーク】(ハローワークの電話番号は 19 ページ参照)にお問い合わせください。

6 「秋田県新型コロナウイルス感染防止対策飲食店認証」取得のための設備導入支援

秋田県では、飲食業における「秋田県新型コロナウイルス感染防止対策飲食店認証」の取得に向けた設備導入経費の一部を助成しています。

【対象者】

県内で飲食店を営む中小企業者（宿泊業を含む）※大企業は除く

【補助対象経費】

認証取得に必要とされる飛沫感染予防、接触感染予防及び換気による感染予防のための設備導入に要する経費

【補助率等】

- ・補助率 4/5
- ・上限額 1店舗あたり30万円

【補助対象期間】

令和3年4月1日～令和4年12月28日

秋田県新型コロナウイルス感染防止対策飲食店認証事務局

電話番号：018-896-6622

受付時間：平日/9時30分～17時30分

7 事業者向け相談窓口等

(1) 国

① 金融支援、経営相談

財務省や経済産業省は、日本政策金融公庫や商工組合中央金庫の各政府系金融機関や各地の信用保証協会等を通じて、実質無利子・無担保の資金繰りやその他金融支援を行っているほか、相談窓口を設けています。

相談窓口	電話番号	受付時間
新型コロナウイルスに関する 金融庁相談ダイヤル（金融庁）	0120-156-811 03-5251-6813 （IP電話用）	平日/10時～17時
東北財務局相談ダイヤル （財務省）	0120-917-993 （FAX：022-261-1796）	平日/9時～17時 （12時～13時を除く）
中小企業金融相談窓口 （経済産業省）	0570-783-183	毎日/9時～19分


② 下請かけこみ寺

経済産業省（中小企業庁）は、コロナ感染症の影響を受け、取引でお困りの中小企業・小規模事業者の相談を受け付ける「下請かけこみ寺」（電話相談）を設置しています。

下請かけこみ寺
電話番号：0120-418-618 受付時間：平日／9時～17時（12時～13時を除く）

③ 中小企業向け補助金・総合支援サイト

経済産業省（中小企業庁）は、各府省及び地方公共団体等による中小企業向け支援情報等が検索可能な『ミラサポ plus「制度ナビ」』を提供しています。

ミラサポ plus「制度ナビ」	
URL： https://seido-navi.mirasapo-plus.go.jp/	

④ 宿泊事業者、旅行業者等向け特別相談窓口

観光庁は、コロナ感染症を起因とした旅行者の減少等、経営環境の変化に直面している旅行業者等の不安を解消するために、特別相談窓口において、旅行業者等の状況や要望をお聞きした上で、活用可能な支援策の紹介や、経済産業局・都道府県労働局等と連携した支援を行います。

東北運輸局 観光部 観光企画課
電話番号：022-791-7509

⑤ 通訳ガイド向け特別相談窓口

観光庁は、コロナ感染症を起因とした外国人旅行者の減少等の変化に直面している通訳ガイドの不安を解消するため、地方運輸局等に特別相談窓口において、通訳ガイドの状況や要望をお聞きした上で、活用可能な支援策を紹介します。

東北運輸局 観光部 観光地域振興課
電話番号：022-380-1001

⑥ 自動車運送事業者等向け特別相談窓口

国土交通省は、コロナ感染拡大を起因としたイベントの延期・中止等による利用者の減少や学校の休校による影響により運行計画、事業計画の変更などの対応等について、自動車運送事業者及びレンタカー事業者並びに自家用有償旅客運送を担う団体等からの相談窓口を設置しています。

東北運輸局 自動車交通部	
電話番号：	
【バス・レンタカー・自家用有償旅客運送関係】	旅客第一課 022-791-7529
【タクシー関係】	旅客第二課 022-791-7530
【トラック関係】	貨物課 022-791-7531

⑦ 海事関係事業者向け特別相談窓口

国土交通省は、コロナ感染症の拡大により、観光客の減少・物流の停滞等、経営環境の変化に直面している海事関係事業者の不安を解消するため、各運輸局内に特別相談窓口を設置し、海事関係事業者の相談や要望を伺い、活用可能な支援策の紹介や、海上運送法等関係法令の解釈や適用について、国土交通本省及び他の行政機関等とも連携の上、支援及び助言等を行います。

東北運輸局 海事振興部		
電話番号：		
【旅客船】	海事産業課	電話：022-791-7512
【貨物船・港湾運送】	貨物調整官	電話：同 上
【造船・船用工業】	船舶産業振興官	電話：同 上

⑧ 農業者、食品事業者向け相談窓口

農林水産省は、コロナ感染症に係る農業者、食品事業者等からの相談を受け付ける窓口を設置しています。

東北農政局 企画調整室
電話番号：022-263-0564
受付時間：平日／9時～17時

⑨ 特別労働相談

秋田労働局では、「働き方・休み方改善コンサルタント」によるコロナ感染症の拡大防止に伴う特別休暇制度導入等に関するコンサルティングを無料で行っています。特別休暇制度の導入に関する電話相談、企業訪問によるコンサルティング支援、労働者からの「企業が有給の特別休暇を導入してくれない」等の相談に応じます。

秋田労働局 雇用環境・均等室
電話番号：018-862-6684 受付時間：平日／8時30分～17時15分

(2) 秋田県

県はコロナ感染症による影響で経営に支障をきたしている事業者の経営安定や雇用を確保するための資金繰りなどを支援しています。

相談窓口	電話番号
企業活性化・雇用対策本部（産業政策課）	018-860-2214
鹿角地域振興局 県民相談窓口	0186-22-0457
北秋田地域振興局 県民相談窓口	0186-62-1251
山本地域振興局 県民相談窓口	0185-55-8004
秋田地域振興局 県民相談窓口	018-860-3313
由利地域振興局 県民相談窓口	0184-22-5442
仙北地域振興局 県民相談窓口	0187-63-5114
平鹿地域振興局 県民相談窓口	0182-32-0594
雄勝地域振興局 県民相談窓口	0183-73-8191

※ 平日／8時30分～17時15分（祝日・年末年始を除く）

また、コロナ感染症の感染拡大防止対策としての建設工事の一時中止等に伴い、下請建設企業への配慮が必要であることから、下請契約や下請代金支払についての相談を受けるため、建設企業向けの相談窓口を開設しています。

秋田県 建設部 建設政策課 建設業班
電話番号：018-860-2425 受付時間：平日／8時30分～17時15分

(3) その他

① 経営相談

日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会、商工会連合会、中小企業団体中央会及びよろず支援拠点などで経営相談を受け付けています。

相談窓口	電話番号	備考
日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル 秋田支店（中小企業事業） 秋田支店（国民生活事業） 秋田支店（農林水産事業） 大館支店（国民生活事業）	0120-154-505 018-832-5511 0570-005597 018-833-8247 0570-055626	主に中小企業、小規模事業者 平日／9時～17時
商工組合中央金庫 コロナ感染症コールセンター 秋田支店	0120-542-711 018-833-8531	主に中堅、中小企業 平日／9時～17時 平日／9時～12時、13時～15時
秋田県信用保証協会	018-863-9015	平日／9時～17時10分
秋田商工会議所 大館商工会議所 能代商工会議所 大曲商工会議所 横手商工会議所 湯沢商工会議所	018-866-6677 0186-44-3111 0185-52-6341 0187-62-1262 0182-32-1170 0183-73-6111	平日／9時～17時
秋田県商工会連合会	018-863-8491	平日／9時～17時
秋田県中小企業団体中央会	018-863-8701	平日／9時～17時
(公財)あきた企業活性化センター 秋田県よろず支援拠点	018-860-5605	平日／9時～17時

② 法律相談

日本弁護士会では、事業を営む方の新型コロナウイルス感染症の影響による法的な悩みごとについて、弁護士が法律相談（初回に限り30分無料）に応じています。

区分	電話番号	受付時間
事業を営む方 <ひまわりほっとダイヤル>	0570-001-240	平日／10時～16時 (12時～13時を除く)

[利用上の留意点]

- 相談の電話を受けた後、秋田弁護士会所属の弁護士の方からご相談者に折り返しのお電話が行きます。折り返しの電話までに相当な日数（混雑状況によっては4～6営業日）を要する場合があります。
- 継続して相談や依頼をする場合は有料となる場合がありますので、対応した弁護士に確認してください。

VI 働いている方・働きたい方の支援

1 傷病手当金

健康保険等の被保険者が、業務災害以外の理由による病気やケガの療養のため仕事を休んだ場合に、所得補償を行います。コロナ感染症に感染し、その療養のために働くことができない方も利用できます。

【支給要件】

次のいずれも満たしたときに支給されます。

- 1 業務災害以外の傷病やケガの療養のために働くことができないこと
- 2 4日以上仕事を休んでいること（療養のために連続して3日間仕事を休んだ後、4日目以降の仕事を休んだ日について支給されます。）

【支給期間】

支給を始めた日から通算して1年6か月まで

【1日あたりの支給額】

傷病手当金の支給開始日の属する月以前の直近12か月間の標準報酬月額を平均した額の30分の1に相当する額の3分の2に相当する額

支給要件の詳細や手続き方法は、【ご加入の健康保険の保険者】にご確認ください。

また、国民健康保険に加入されている方は、市町村によっては条例によりコロナ感染症に感染するなどした被用者に傷病手当金を支給する場合があります。詳しくは【お住まいの市町村】（【X 市町村連絡先一覧】（44ページ）参照）にお問い合わせください。

2 休業手当

労働基準法第26条では、会社は、会社に責任のある理由で労働者を休業させた場合、労働者の最低限の生活の保障を図るため、休業期間中に休業手当を支払わなければならないとされています。不可抗力による休業の場合は、会社に休業手当の支払義務はありませんが、コロナ感染症の影響だけを理由にして一律に休業手当の支払義務がなくなるものではなく、会社が休業回避のために具体的な努力を尽くしたと言えるかについて個別に判断されます。

【休業手当の額】

平均賃金（休業した日以前3か月間にその労働者に支払われた賃金の総額を、その期間の総日数で除した額）の100分の60以上の額

個別の事案については、【秋田労働局又は労働基準監督署の総合労働相談コーナー】（電話番号は33ページ参照）にご相談ください。

3 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金

コロナ感染症の影響により休業させられた労働者のうち、休業手当の支払いを受けることができなかつた方に対して、本人の申請により休業前の賃金の80%が支給されます。

なお、疾病、育児、介護など労働者本人の事情による休みや年次有給休暇は、本支援金・給付金の「休業」ではありませんので、対象となりません。また、新型コロナウイルス感染症に罹患したことによる休み（陽性が確定した日から療養解除までの間）も本支援金・給付金の対象とはなりません。

支給要件や申請方法など詳しくは、【コールセンター】にお問合せいただくか、厚生労働省ホームページをご確認ください。

【対象者】

コロナ感染症及びそのまん延のための措置の影響により、令和4年1月1日から同年11月30日までに事業主が休業させた中小企業の労働者及び大企業のシフト制労働者等のうち、休業期間中の賃金（休業手当）の支払いを受けることができなかつた労働者（※）

※雇用保険被保険者ではない方も対象

【算定方法】

支給額＝①×②

① 休業前の1日あたり平均賃金×80%

（1日当たりの支給額の上限は、8,355円が上限）

② 各月の休業期間の日数－就労した又は労働者の事情で休んだ日数

【申請期限】

休業した期間	申請期限（郵送の場合は必着）
令和4年4月～6月	令和4年9月30日（金）※
令和4年7月～9月	令和4年12月31日（土）
令和4年10月～11月	令和5年2月28日（火）

※ やむを得ない理由により申請期限内に申請できなかった場合は、申請可能となる場合もあるため、コールセンターにお問い合わせください。

<備考>

既申請分の支給（不支給）決定に時間がかかり、次回以降の申請が期限切れとなる方は、支給（不支給）決定が行われた日から1か月以内に申請があれば、受付可能。

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター（厚生労働省）

電話番号：0120-221-276

受付時間：平日／8時30分～20時、土・日曜日、祝日／8時30分～17時15分

URL：

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html>



4 新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金（再掲）

「V 事業を営む方の支援」の「3 新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金」（21 ページ参照）は、小学校等の臨時休校等に伴い、子どもの世話をを行うために仕事を休まざるを得ない保護者に対して有給（賃金全額支給）の休暇を取得させた事業主に対して、休暇中に支払った賃金相当額を支給する制度ですが、休業支援金・給付金の仕組みによる直接請求が可能な場合があります。

労働者が利用を希望する場合、【秋田労働局『小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口』】にご連絡ください。まずは、労働局から事業主に本助成金の活用の働きかけを行います。それでも事業主が助成金の活用に応じない場合は、労働者から休業支援金・給付金の支給申請ができるよう、労働局から事業主に必要な働きかけを行います。

秋田労働局「小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口」

電話番号：018-862-6684

受付時間：平日／8時30分～17時15分

（年末年始を除く）

URL：

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_21202.html



5 新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金（委託を受けて個人で仕事をする方へ）

令和4年7月1日から令和4年11月30日までの間に、次の①又は②の子どもの世話を保護者として行うことが必要となったため、契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者を支援（支援金の支給）します。

- ① コロナ感染症に関する対応として、ガイドライン等に基づき、臨時休業等（学校全体の休業だけでなく学年・学級単位の休業、オンライン授業等の場合も含む）した小学校等（放課後児童クラブ、幼稚園、保育所等を含む）に通う子ども
- ② 新型コロナウイルスに感染した子どもなど、小学校等を休む必要がある子ども

【支援内容】

仕事ができなくなった期間	金額（1日あたり定額）	申請期限※（必着）
令和4年7月1日～9月30日	4,500円	令和4年11月30日
令和4年10月1日～11月30日	4,177円	令和5年1月31日

対象、要件などの詳細は、【コールセンター】にお問い合わせください。

小学校休業等対応助成金・支援金コールセンター（厚生労働省）

電話番号：0120-876-187

受付時間：毎日／9時～21時



URL：https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10231.html

6 ハートレーニング

(1) 公共職業訓練（離職者訓練）

雇用保険を受給しながら、無料（テキスト代等実費のみ負担）で職業訓練を受講できます（訓練期間は概ね3か月から2年）。訓練を受講するためには、訓練の必要性等をハローワークが認めて、「受講あっせん」を受けることが必要ですので、【最寄りのハローワーク】にてご相談ください。

申請先	電話番号
ハローワーク鹿角	0186-23-2173
ハローワーク大館	0186-42-2531
ハローワーク鷹巣	0186-60-1586
ハローワーク能代	0185-54-7311
ハローワーク男鹿	0185-23-2411
ハローワーク秋田	018-864-4111（41#）
ハローワーク本荘	0184-22-3421
ハローワーク大曲	0187-63-0335
ハローワーク角館	0187-54-2434
ハローワーク横手	0182-32-1165
ハローワーク湯沢	0183-73-6117

(2) 求職者支援訓練

雇用保険を受給できない求職者の方は、無料（テキスト代等実費のみ負担）で職業訓練を受講しながら、要件を満たせば月額10万円の受講手当等の給付金を受け取ることがで

きます。訓練期間は2か月から6か月ですが、訓練期間が長い公共職業訓練（最長2年）もあります。

また、新型コロナウイルスの影響を受けて休業を余儀なくされている方や、シフトが減少した方などが、働きながら訓練を受講しやすくするため、令和5年3月末までの時限措置として、職業訓練受講給付金の収入要件と出席要件に特例措置（緩和）が設けられています。

要件の確認や訓練の相談については、【最寄りのハローワーク】にてご相談ください。

7 労働相談

(1) 国

区 分	機 関 名	電 話 番 号
	秋田労働局雇用環境・均等室、総合労働相談コーナー	018-862-6684
労働基準監督署	秋田 総合労働相談コーナー	018-801-0821
	大館 総合労働相談コーナー	0186-42-4033
	能代 総合労働相談コーナー	0185-52-6151
	本荘 総合労働相談コーナー	0184-22-4124
	大曲 総合労働相談コーナー	0187-63-5151
	横手 総合労働相談コーナー	0182-32-3111

《相談の参考例と窓口》

- ◆一般的な労働相談 ⇒ **秋田労働局雇用環境・均等室、総合労働相談コーナー**
- ◆会社が有給の特別休暇を導入してほしい（制度の導入を会社に働きかけます）
⇒ **秋田労働局雇用環境・均等室**（018-862-6684）
- ◆解雇、雇止め、配置転換、賃金の引下げなど
⇒ **秋田労働局雇用環境・均等室**（018-862-6684）
- ◆職場におけるハラスメント（セクハラ、マタハラ、パワハラなど）
⇒ **秋田労働局雇用環境・均等室**（018-862-6684）
- ◆賃金や休業手当の支給 ⇒ **秋田労働局監督課**（018-862-6682）
- ◆派遣先からの労働者派遣契約の解除や労働契約の解除など派遣労働の方
⇒ **秋田労働局需給調整事業室**（018-883-0007）
- ◆内定取り消し、採用時期の繰り延べ
⇒ **秋田新卒応援ハローワーク**（018-889-8448）

(2) 秋田県

県では、解雇や労働条件等のトラブルをかかえ、簡易迅速な解決を希望する方から「個別労働関係紛争のあっせん」の相談を受けています。

秋田県 労働委員会事務局 審査調整課
電話番号：018-860-3284 受付時間：平日／8時30分～17時15分

Ⅶ 学生、子どもの支援

1 学生の支援

(1) 高等教育の修学支援新制度

【対象者】

以下の2つの要件を満たす学生

- ・ 世帯収入（住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生）や資産の要件を満たしていること
- ・ 学び意欲がある学生（大学・短期大学・高等専門学校（4年・5年）・専門学校の学生）であること

どのくらいの収入の世帯が対象となるか、どのくらいの給付型奨学金が受けられるかは、日本学生支援機構のホームページでシミュレーションすることができます。



【支援内容】

- ・ 授業料等の減免：各大学等が授業料等を減免
- ・ 給付型奨学金：日本学生支援機構から学生に支給

支援を受けられる金額は、

- ・ 世帯の収入がどのくらいか
- ・ 進学先の学校の種類（大学か、短期大学か、高等専門学校か、専門学校か）
- ・ 自宅から通うか、一人暮らしか、
などによって異なります。

どのくらいの支援が受けられるか、日本学生支援機構のホームページで大まかに調べることができます。



【申請時期・方法】

- 大学等に在学中の方

給付型奨学金の申込みは、年2回、毎年の春と秋に、在学中の大学等を通じて日本学生支援機構に申し込みます。


この時、併せて、在学中の大学等に授業料等減免の申込みをすることになりますが、その受付期間は学校によって異なりますので、学校の窓口などに確認してください。

- 大学等に進学予定の方

給付型奨学金の申込みは、高校を通じて予約採用で申し込みます。高校での申込みが間に合わなかった場合を含め、進学先の大学等での申込みも可能です。

授業料等の減免は、進学先での申込みとなります。

支援内容の詳細や具体的な手続きは、【日本学生支援機構奨学金相談センター】に電話でお問合せいただくか、文部科学省ホームページをご確認ください。

日本学生支援機構 奨学金相談センター	
電話番号：0570-666-301 受付時間：平日／9時～20時（年末年始を除く）	
文部科学省URL： https://www.mext.go.jp/kyufu/index.htm	

(2) 国の教育ローン

学生1人に最大450万円を融資します。

また、令和2年1月29日以降にコロナ感染症による影響を受けて世帯収入（所得）が減少している方に対しては、世帯年収（所得）上限額の緩和や返済期間の延長の特例措置が実施されています。

詳しくは、【コールセンター】にお問い合わせください。

教育ローンコールセンター（日本政策金融公庫）
電話番号：0570-008-656 受付時間：平日／9時～19時

(3) 日本学生支援機構の奨学金

日本学生支援機構は大学・短期大学・高等専門学校・専修学校（専門課程）及び大学院で学ぶ学生を対象に奨学金を貸与しています。

また、最高学年でやむを得ず卒業延期となった学生への貸与（有利子）、新型コロナの影響により家計が急変した方への給付、家庭から多額の仕送りを受けておらずアルバイト収入が大幅に減少した学生等への貸与（無利子）も行っています。ただし、無利子の貸与（緊急特別無利子貸与型奨学金）は令和4年度のみ支援のため、学校が定めた期限までに手続きをする必要があります。

支援内容の詳細や具体的な手続きは、【日本学生支援機構奨学金相談センター】（「(1) 高等教育の修学支援新制度」参照）にお問合せください。

(4) 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金(再掲)

事業主から休業(時短勤務・シフト削減を含む)させられたが休業手当の支払いを受けることが出来なかった学生アルバイトに対しても、休業前の賃金の80%が支給されます(本人が申請します。)。詳しくは、本ガイド30ページをご参照ください。

(5) 教育支援資金(生活福祉資金)の貸付

お住まいの市町村社会福祉協議会は、学費の捻出や負担が困難な学生の入学に必要な、または在学に必要な費用として教育支援資金(生活福祉資金の一資金)を貸付け、その就学や将来の就労を支援しています。まずは、最寄りの市町村社会福祉協議会にご相談ください。

◎市町村社会福祉協議会の連絡先

市町村名	連絡先	市町村名	連絡先
秋田市	018-862-7445	小坂町	0186-29-3221
鹿角市	0186-23-2165	上小阿仁村	0186-77-3057
大館市	0186-42-8101	藤里町	0185-79-2848
北秋田市	0186-69-8025	三種町	0185-72-4400
能代市	0185-89-6000	八峰町	0185-77-3551
湯上市	018-877-2677	五城目町	018-852-5192
男鹿市	0185-23-2772	八郎潟町	018-875-3871
由利本荘市	0184-23-5519	井川町	018-874-2611
にかほ市	0184-32-3020	大潟村	0185-45-2840
仙北市	0187-52-1624	美郷町	0187-85-2294
大仙市	0187-63-0277	羽後町	0183-62-5313
横手市	0182-36-5377	東成瀬村	0182-47-2700
湯沢市	0183-73-8696		

(6) 国民年金保険料の免除・猶予(再掲)

【Ⅲ 税金、社会保険料、公共料金の猶予等に関する相談窓口】の【2 社会保険料等の猶予】の【(2) 国民年金保険料の免除・猶予】(12ページ)をご参照ください。

(7) 大学生等の県内就職支援

県では、大学生等の県内就職をサポートするため、東京事務所の「Aターンプラザ」内に、学生や保護者の方々からの相談に対応する相談窓口「あきた学生就活サポートデスク」を設置しています。電話、メール、WEB会議システムを使用してのオンライン相談を受け付けています。

あきた学生就活サポートデスク

電話番号及び受付時間：

0120-122-255（平日／9時～17時45分）

メールアドレス：arr87610@pop29.odn.ne.jp

オンライン相談URL：

<https://kocchake.com/pages/p5563>



2 子どものSOS相談窓口

みなさんの不安や悩みを受け止める相談窓口があります。一人でかかえこまず、せ

ひ電話をして、話をしてみてください。

相談窓口	電話番号	その他
子どもの人権110番（法務省）	0120-007-110 ＜無料＞	8時30分～17時15分 （月曜日～金曜日）
24時間子供SOSダイヤル（文部科学省）	0120-078-310 ＜無料＞	毎日24時間
少年の悩み事相談（秋田県警察）	018-824-1212	8時30分～17時15分（平日）＜夜間 休日は当直員が対応＞

また、^{ほうむしやう}法務省では、^{てがみ}お手紙やメールでも^{そうだん}相談を受け付けています。

^{てがみ}お手紙を送りたいときは、^{まえ}前のページの^こ子どもの^{じんけん}人権110番に^{ばん}電話を^{でんわ}すると、
^{きって}切手をはらずに^{おく}送れるミニレター(便^{びん}せんと封筒^{ふうとう}がひとつになったもの)がもらえます。

メールで^{そうだん}相談したいときは、^{した}下のURLから^{ほうむしやう}法務省のホームページに^い行ってください。

^こ子どもの^{じんけん}人権 SOS eメール(^{ほうむしやう}法務省)

URL : https://www.jinken.go.jp/soudan/PC_CH/O101.html



Ⅷ 外国人の方

1 秋田県

秋田県には、外国人が秋田で暮らすための相談窓口があります。英語、中国語、韓国語、タガログ語、ベトナム語で、電話相談ができます。タガログ語とベトナム語は予約してください。

秋田県 外国人相談センター

電話番号：018-884-7050

曜日・時間：月曜日 から 金曜日 まで 午前9時から 午後5時45分まで（

日本語）

木曜日 午後1時から 午後5時まで （英語、中国語、韓国語）

メール：soudan21@aiahome.or.jp

URL：http://www.aiahome.or.jp/pages/support-consultation



2 FRESC(外国人 在留 支援 センター)

FRESCヘルプデスクは、コロナの影響で仕事がなくお金がない、帰国できないなどで困っている外国人の相談を電話で聞きます。あなたを助けることができる仕組みや、在留（＝日本にいること）のために必要なことなどを教えることができます。困ったことがあるときには、電話をかけてください。

フレスク がいくじんざいりゅうしえん
FRESCヘルプデスク(外国人 在留 支援 センター)

でんわばんごう
電話番号：0120-76-2029 <フリーダイヤル お金はかかりません>

じ かん
時間：平日（月曜日 から 金曜日 まで）午前9時から 午後5時まで
どようび にちようび しゅくじつ ねんまつねんし やす
土曜日、日曜日、祝日、年末年始はお休みです。

はな ことば
話せる言葉（18言語）：

やさしい日本語、English（英語）、中文（中国語・簡体字／繁体字）、코리언（韓国語）、Español（スペイン語）、Português（ポルトガル語）、Tiếng Việt（ベトナム語）、नेपाली भाषा（ネパール語）、ภาษาไทย（タイ語）、Bahasa Indonesia（インドネシア語）、Filipino(Tagalog)（フィリピン（タガログ）語）、မြန်မာဘာသာစကား（ミャンマー語）、ភាសាខ្មែរ（クメール(カンボジア)語）、Монгол（モンゴル語）、français（フランス語）、සිංහල（シンハラ語）、اردو（ウルドゥー語）、বাংলা（ベンガル語）

IX その他の相談

1 偏見・誹謗・中傷・差別などの相談




コロナ感染症が拡大する中、感染者、その家族、医療従事者及び感染者確認事業所等に対して、誤解や偏見による誹謗中傷や差別的な対応等が見受けられるとともに、根拠のない情報や噂がSNS等で確認されるといった事案も発生しています。

法務省は、コロナ感染症に関連する不当な偏見、差別、いじめ等の被害に遭った方から人権相談を受けています。

◇ 電話相談


相談窓口	電話番号	受付時間
みんなの人権 110 番 (全国共通人権相談ダイヤル)	0570-003-110	平日/ 8時30分 ~17時15分
子どもの人権 110 番	0120-007-110	
女性の人権ホットライン	0570-070-810	
外国語人権相談ダイヤル	0570-090-911	平日/9時~17時

◇ インターネット相談

相談窓口	URL
法務省インターネット人権 相談受付窓口	https://www.jinken.go.jp/soudan/ PC_AD/0101.html 
法務省インターネット人権 相談受付窓口(子どもの人 権SOSメール)	https://www.jinken.go.jp/soudan/ PC_CH/0101.html 
法務省外国語インターネッ ト人権相談受付窓口 (Human rights counseling services in foreign languages on the Internet)	http://www.moj.go.jp/JINKEN/j inken21.html#01 

2 DV相談

コロナ感染症に伴う生活不安・ストレスなどから、DVの増加・深刻化が懸念されています。内閣府では、電話、メール、チャットでの相談を受け付けています。

内閣府 DV相談+ (プラス)	
◆電話番号及び受付時間： 0120-279-889 (24時間)	
※ メール相談 (24時間) 及びチャット相談 (12時～22時) は以下のURLからお申込みください。 URL : https://soudanplus.jp/	

3 コロナ感染症に便乗した消費者トラブル

コロナ感染症に関連する給付金や助成金の給付、新型コロナワクチンの接種に便乗したトラブルや悪質商法など、もし不審を感じられたときは、速やかに国民生活センターの【消費者ホットライン】にご相談ください。

相談窓口	電話番号ほか
消費者ホットライン	188 (局番なし)
	<ul style="list-style-type: none">平日は、お近くの消費生活相談窓口につながります。話しているときは<国民生活センター・バックアップ相談 03-3446-1623>におかけください。土曜日、日曜日、祝日は国民生活センターの相談窓口につながります。

X 市町村連絡先一覧

県内各市町村の代表番号を掲載しております。

市町村にお問い合わせの際は、下記の連絡先を参考にしてください。

市町村名	電話番号
秋田市	018-863-2222
鹿角市	0186-30-0203
大館市	0186-49-3111
北秋田市	0186-62-1111
能代市	0185-52-2111
湯上市	018-853-5301
男鹿市	0185-23-2111
由利本荘市	0184-244321
にかほ市	0184-44-3200
仙北市	0187-44-1111
大仙市	0187-63-1111
横手市	0182-35-2111
湯沢市	0183-73-2111
小坂町	0186-29-3901
上小阿仁村	0186-77-2221
藤里町	0185-79-2111
三種町	0185-85-2111
八峰町	0185-76-2111
五城目町	018-852-5100
八郎潟町	018-875-5800
井川町	018-874-4411
大湯村	0185-45-2111
美郷町	0187-84-1111
羽後町	0183-62-2111
東成瀬村	0182-47-3401

